

屋外広告物とは

- 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- 屋外で表示されるものであること
- 公衆に表示されるものであること
- 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

これらの4つの要件をすべて満たしていれば、**営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、その表示する内容にかかわらず、屋外広告物になります。**



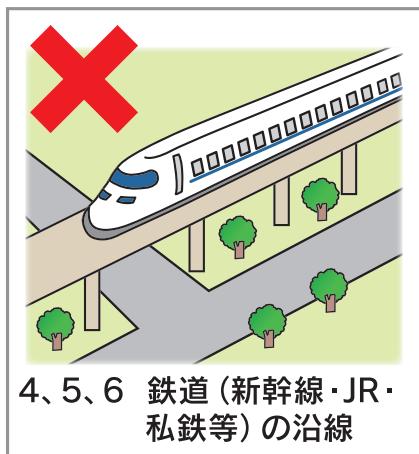
広告物等の設置についての基本的なルール

1 広告物等の規制



(1) 禁止地域…広告物等を設置できない地域

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の地域に広告物等を設置することはできません。

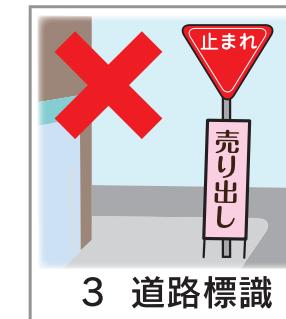


- 1.第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
- 2.指定文化財の周囲50メートル以内の地域
- 3.風致保安林、原生自然環境保全地域等
- 4.高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道の全区間
- 5.知事が指定する道路及び鉄道等の区間

- 6.道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域
- 7.都市公園の区域、知事が指定する公共空地
- 8.官公署、学校、図書館、博物館等の敷地
- 9.古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

(2) 禁止物件…広告物等を設置できない物件

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の物件に広告物等を設置することはできません。

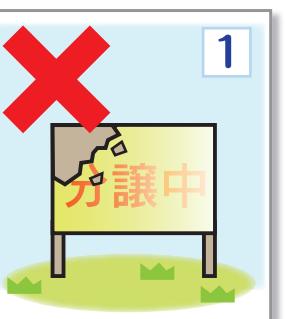


- 1.橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 2.街路樹、路傍樹
- 3.信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの
- 4.電柱、街灯柱その他これらに類するもの（表示許可できる場合があります）
- 5.消火栓、火災報知器及び火の見やぐら

- 6.郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
- 7.送電鉄塔及び送受信塔
- 8.煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 9.銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 10.景観重要建造物、景観重要樹木

(3) 禁止広告物…設置できない広告物等

次の広告物等は景観を損ねるとともに事故等の原因となるので設置することができません。



- 1.著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したもの
- 2.著しく破損し、又は老朽したもの

- 3.倒壊または落下のおそれのあるもの
- 4.交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) 許可地域…広告物等の設置に許可が必要な地域

許可地域等で広告物等を設置する場合は、許可の基準に適合した広告物等の設置許可を市町村長から受ける必要があります。

詳細については、市町村の屋外広告物担当に問い合わせてください。

2 屋外広告物の計画と設置までの手続き

(1) 屋外広告物の計画

① 業者に依頼する場合

愛知県から屋外広告業登録を受けている業者でなければ、愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除きます。）で屋外広告物の表示・設置をすることができません。

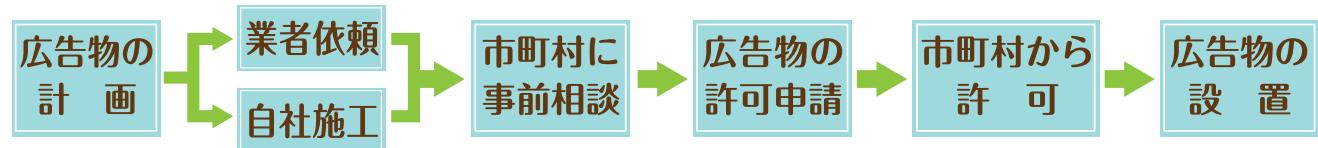
広告主になる場合は、屋外広告業登録を受けている業者に依頼してください。

※ 愛知県の屋外広告業者一覧は、愛知県公園緑地課のホームページで確認することができます。

② 自社で施工する場合

自ら屋外広告物を表示・設置する場合にも、事前に市町村の屋外広告物担当に相談してください。

(2) 屋外広告物を設置するまでの手続き



※ 許可期間は簡易な広告物については3ヶ月以内、それ以外の広告物は3年以内です。

1. 事前に市町村の屋外広告物担当に相談してください。

なお、屋外広告物条例に基づく設置許可以外に建築確認、道路占用許可等が必要な場合があります。

3 許可取得後の管理と許可の更新等

(1) 管理・・・屋外広告物を良好な状態に保つ必要があります。

屋外広告物の設置者や管理者は、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の経年劣化等に対して定期的な点検をするなどの必要な維持管理することにより、屋外広告物を良好な状態に保持しなければなりません。

また、設置した屋外広告物が必要なくなった時には、責任をもって取り外すとともに市町村の屋外広告物担当に屋外広告物除却等届出書を提出してください。

(2) 許可の更新等・・・許可の更新や変更について手続きをする必要があります

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を表示する場合（更新）、許可期間満了の10日前までに市町村の屋外広告物担当に更新申請の手続をしてください。

また、屋外広告物を変更し、又は改造する場合は、事前に市町村の屋外広告物担当に相談してください。



愛知県建設部公園緑地課景観グループ

TEL 052-954-6612 FAX 052-953-5329

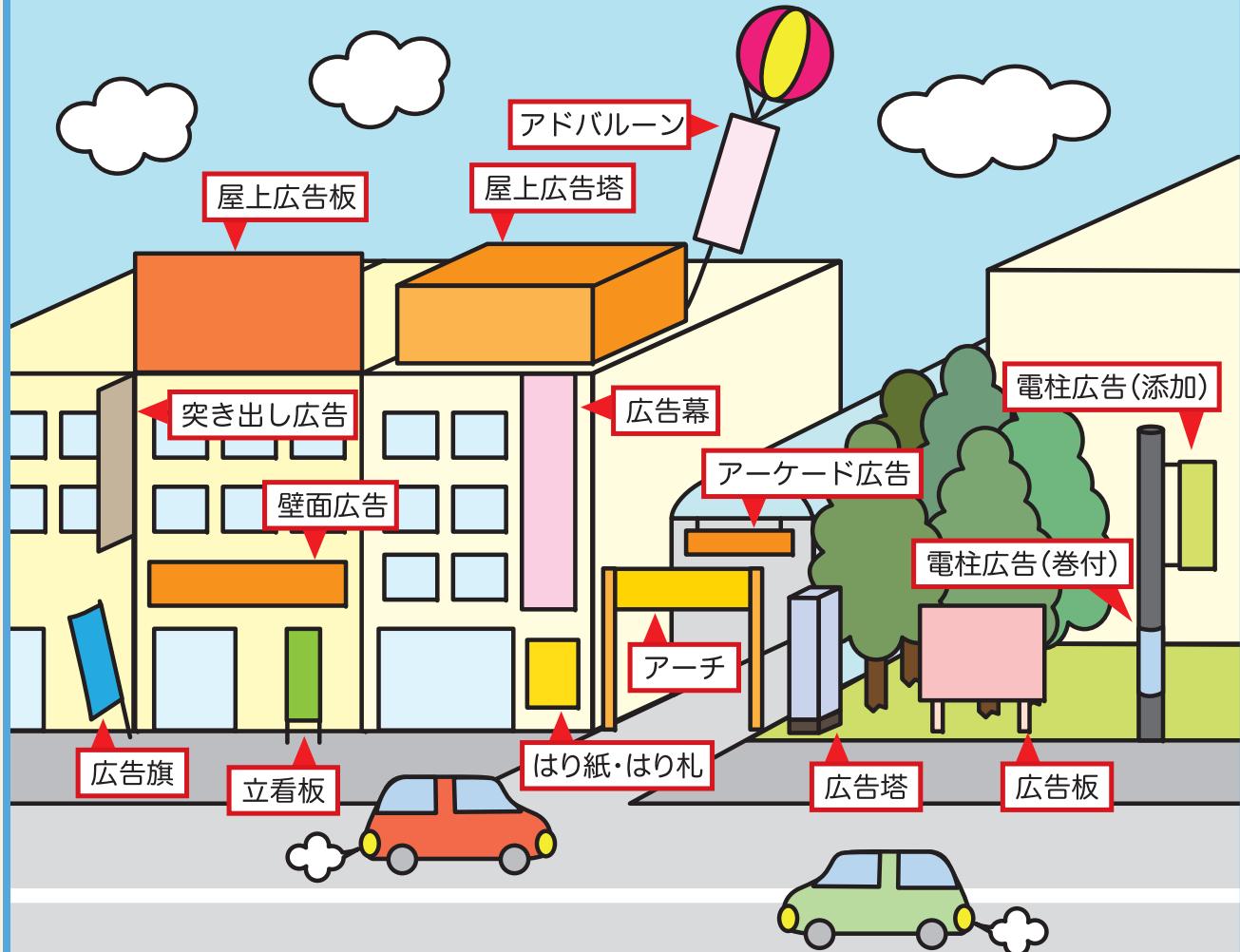
ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/koen/>

H27.2月制作

～美しく安全で住みよいまちづくりのために～

屋外広告物を設置するときはルールを守りましょう。

屋外広告物の種類には次のようなものがあります



屋外広告物を設置する場合には、原則として許可が必要です。

※一部には許可が不要な場合もあります。

屋外広告物は日常生活に必要な情報を提供し、街に生き生きとした表情をもたらします。その反面、屋外広告物が無秩序に設置されると景観が損なわれ、また落下、倒壊などにより事故が起こることもあります。

これらを防止するため、愛知県屋外広告物条例により屋外広告物や屋外広告物を掲げる物件（以下、広告物等といいます。）について、表示の仕方や場所などにルールが定められています。

